

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

○東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則…	一
…（保健医療局保健政策部疾病対策課）…	
○都市計画事業の認可…	四
…（都市整備局都市基盤部街路計画課）…	
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）…	五
…（環境局環境改善部化学物質対策課）…	
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定…	七
…（同）…	
○クリーニング師の研修の指定…	八
…（保健医療局健康安全部健康安全課）…	
○保安林の指定解除予定…	八
…（産業労働局農林水産部森林課）…	
○森林法第百八十九条の揭示…	八
…（同）…	
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定…	八
…（建設局道路管理部監察指導課）…	
告示（選）	
○政治団体の届出…	二〇
○政治団体の届出事項の異動の届出…	二一
○政治団体の解散の届出…	二五
○資金管理団体の指定の届出…	二六
○資金管理団体の届出事項の異動の届出…	二六
○資金管理団体でなくなった旨の届出…	二九

公告

規則

○開発行為に関する工事完了…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十六号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号リ及びヌ中「十二月」を「二十四月」に改める。

第十条第一項の表別表第六対象者の欄第四号に該当することを証明できる医療記録票等の項中「十二月」を「二十四月」に、「二月以上」を「一月以上」に改める。

別表第六疾病の範囲の欄及び対象者の欄中「十二月」を「二十四月」に、「二月以上」を「一月以上」に改める。

別記第三十六号様式中「12月」を「24月」に改める。

別記第三十八号様式中「3月田」を「2月田」に、「12月」を「24月」に、「2月以上」を「1月以上」に改め、同様式中「3月田」を「2月田」に、「12月」を「24月」に、「2月以上」を「1月以上」に、「及び保険者番号等」を「又は保険者番号等」に、「及び事業」を「又は事業」に改める。

別記第三十九号様式中「3月田」を「2月田」に、「12月」を「24月」に、「2月以上」を「1月以上」に改め、同様式中「3月田」を「2月田」に、「12月」を「24月」に、「2月以上」を「1月以上」に、「及び保険者番号等」を「又は保険者番号等」に、「及び事業」を「又は事業」に改める。

別記第四十号様式を次のように改める。

第40号様式(第5条関係)

(1枚目)

肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業医療記録票

氏名													生年月日	年 月 日								
住所																						
保険種別													保険者番号			被保険者証の記号・番号						
(変更時)													(変更時)			(変更時)						
A欄	高額療養費 算定基準額	①入院											②多数該当の場合			③外来			核検アナログ製剤治療に係る医療券の交付の有無	有 ・ 無		
B欄	8月	9月	年										10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	8月	9月	年										10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	8月	9月	年										10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	8月	9月	年										10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

B欄に記載する記号
△：入院が高額療養費算定基準額を超え、かつ月数要件を満たして事業の助成を受けた場合（現物給付の場合）
▲：70歳以上の者が外来に係る高額療養費算定基準額を超えた場合（多数回該当がない高療基準額を超えた場合）

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票

氏名			
	生年月日	年	月 日

[illegible]

(日本産業規格A列4番)

別記第四十二号様式中

「3 療養に係る医療費が、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第六の疾病の欄目に該当するものであることを証明することができる肝がん・重度肝硬変医療費助成事業医療費助成規則（別記第四十号様式又は別記第四十号様式の2）の写し」

「3 医療費を請求する月の前3月以内に高額療養費算定基準額を超えた月（カブント月）が1月以上あることが分かる肝がん・重度肝硬変治療費助成事業医療費助成規則（別記第四十号様式又は別記第四十号様式の2）の写し」

4 核融合ナログ製剤治療に係る医療費の交付を受けている場合は、医療費を請求する月及びカブント月のB型肝炎に係る自己負担限度額（別記第三号様式別紙）の写し

に

を

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年七月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 次のいずれにも該当し、かつ、東京都の区域に住所を有する者が、令和六年四月一日から同年十二月二十八日までの間に、この規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（以下「新規規則」という。）第五条第一項第六号に掲げる書類について知事に提出（次項の規定により新規規則による申請とみなされる場合を含む。）を行い、その承認を受けたときは、当該者を新規規則別表第六に掲げる疾病に係る対象者とみなして、新規規則の規定を適用することができる。この場合において、新規規則第八条第一項の表八の項の規定の適用については、同項中「申請書を受理した」とあるのは、「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（令和六年東京都規則第三百三十六号）附則第二項第一号から第三号までに該当することとなった」とする。

一 令和六年四月一日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、新規規則別表第六に掲げる疾病に係る対象者の要件（同表対象者の欄第三号及び第四号に掲げるものを除く。）を満たした者

二 肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究に協力することに同意した者

三 令和四年五月から施行日の属する月までの間における連続する二十四月の期間内に、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保

険医療機関又は同号に規定する保険薬局において、新規規則別表第六備考3に規定する高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療、同表備考4に規定する高療該当肝がん外来関係医療又は同表備考5に規定する高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療を既に一月以上受けた者

3 令和六年四月一日から施行日の前日までの間において行われた、この規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（以下「旧規則」という。）第五条の規定による申請、第六条の規定による医療券の交付、第十条第一項又は第二項の規定による更新申請、第十一条第二項の規定による医療券の再交付、第十二条の二第一項の規定による変更申請、第十三条の規定による変更の届出及び第十三条の二第一項の規定による医療券の交付は、新規規則によってなされたものとみなす。

4 令和六年三月三十一日までに、旧規則第六条、第十一条第二項又は第十三条の二第一項の規定により同年四月一日以後もなお有効な医療券の交付を受けた者に対する新規規則の規定は、同日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際、旧規則別記第三十六号様式、第三十八号様式から第四十号様式まで及び第四十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第八百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 墨田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百十四号線
- 三 事業施行期間 令和六年七月二十六日から令和十三年三月三十一日まで

四
事業地

収用の部分

墨田区押上一丁目、押上二丁目及
び向島一丁目各地内

使用の部分

墨田区押上一丁目地内

●東京都告示第八百四十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

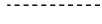
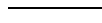
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区仲池上
二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化
合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図

【凡例】

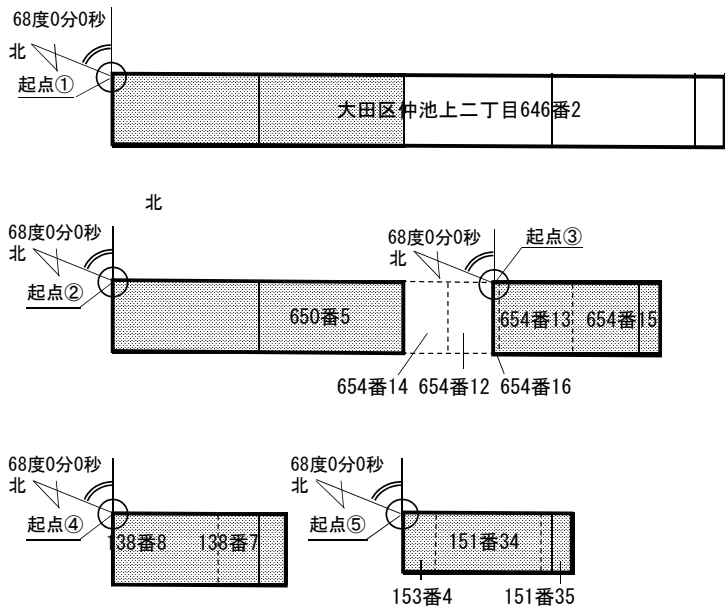
-  形質変更時要届出区域
-  調査対象地
-  筆境界
-  単位区画

【起点】

起点①は、大田区仲池上二丁目646番2の最北端とする。
起点②は、大田区仲池上二丁目650番5の最北端とする。
起点③は、大田区仲池上二丁目654番16の最北端とする。
起点④は、大田区仲池上二丁目138番8の最北端とする。
起点⑤は、大田区仲池上二丁目153番4の最北端とする。

【格子の回転角度】

① 68度0分0秒 ② 68度0分0秒 ③ 68度0分0秒
④ 68度0分0秒 ⑤ 68度0分0秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向
に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線
により構成されている格子を、起点を中心として、右回
りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第八百四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月二十六日

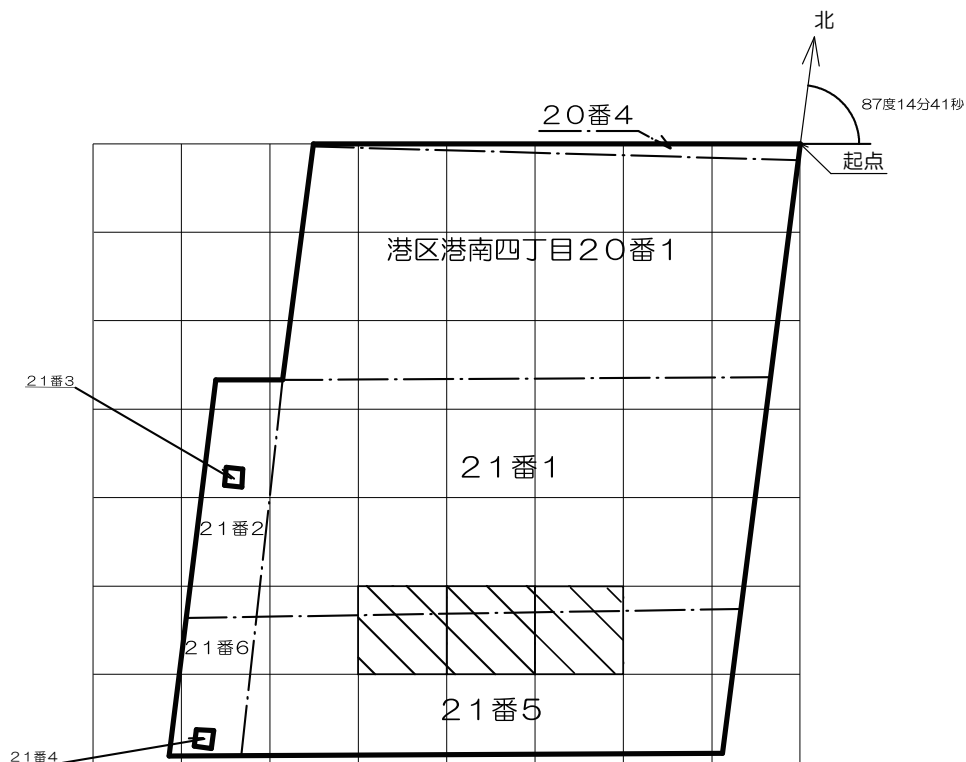
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区港南四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【起点】
起点は、港区港南四丁目20番4の最北端とする。

【格子の回転角度（87度14分41秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十五号

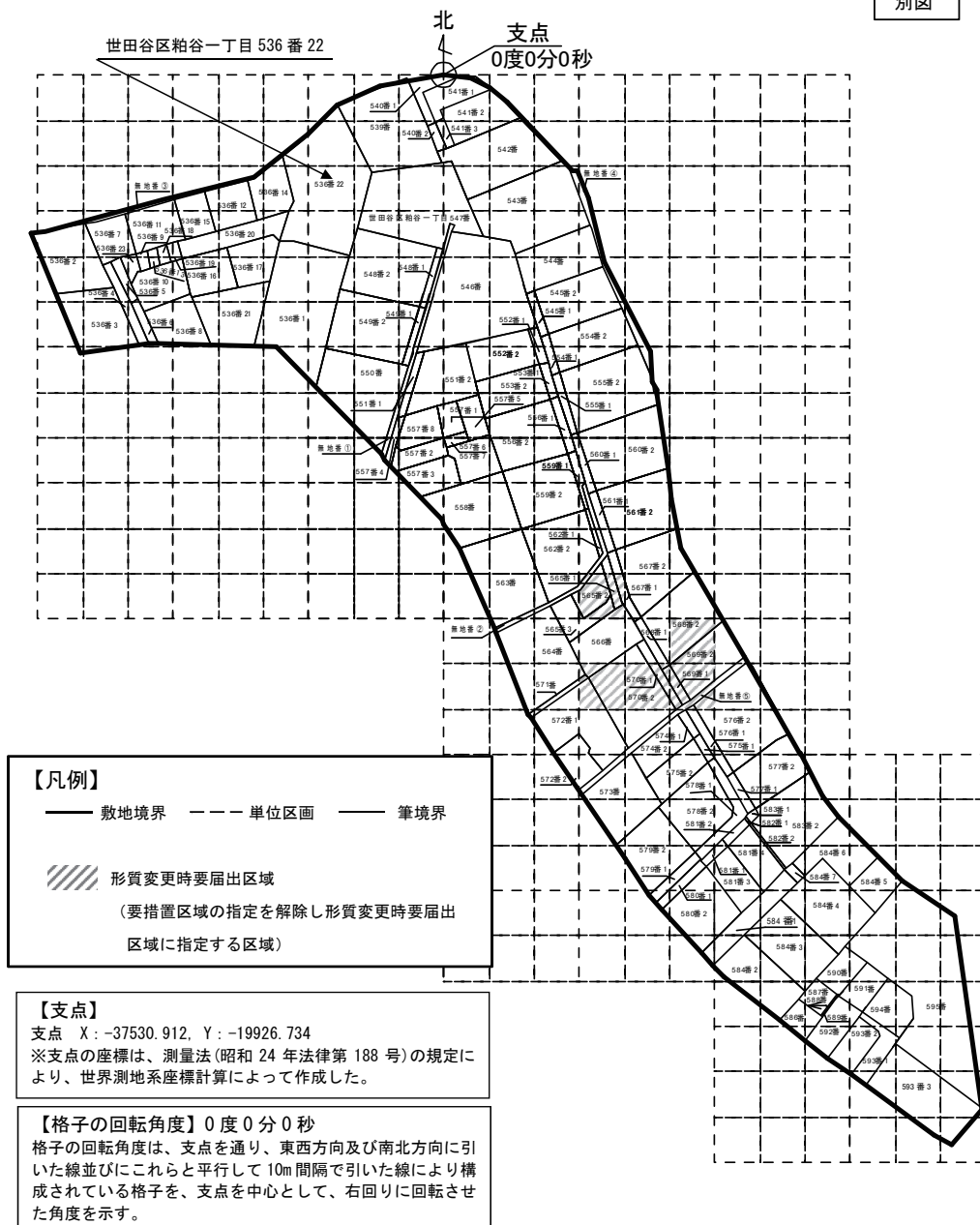
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第四項の規定により、平成二十九年東京都告示第千四百三十八号及び平成三十一年東京都告示第二百二十一号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の全部の指定を解除し、法第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、法第六条第五項及び法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する区域 別図のとおり（世田谷区粕谷一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 地下水の水質の測定

別図



●東京都告示第八百四十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八
条の二第一項の規定に基づき、クリーニング師の研修を次
のように指定する。

令和六年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 研修の主催者の 公益財団法人全国生活衛生営業指導
名称及び所在地 センター
港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催年月 令和六年九月八日

日並びに会場の 練馬Cocconerホール
名称及び所在地 練馬区練馬一丁目十七番一号
令和六年十一月十日

(二) スクエア荏原

品川区荏原四丁目五番二十八号

三 受講料 五千元

●東京都告示第八百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の
二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除す
る予定であるので告示する。

令和六年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 解除を予定する保安林の所在場所

大島町野増字ツワイ八〇番一・同番三〇・同番三一

（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局
農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条
の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によ
り、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知
した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不
明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内
容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和六年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に 係る保安林の所在場所	所在が不明な 通知の相手方	掲示場所
青梅市沢井二丁目六四 四番一	田中嘉一	青梅市役 所

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定
である旨を告示したので、森林法第三十三条の三にお
いて準用する同法第三十条の二第一項の規定に基づき
通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、令和六年東京都
告示第七百十三号のとおり。

●東京都告示第八百四十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律

第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整
備すべき道路を次のように指定する。

令和六年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道大島循環線

二 指定する区間 大島町差木地二十九番二地先から同所
千七番八地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六
条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によること
とされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があ
ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

令和六年七月二十六日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等 の区域を単位とし て設けられる支部	公職の 種類 (第1号)
国民民主党東京都第3区総支部	奥本 有里	奥本 有里	品川区大井3-4-1	R6. 2. 26	○	衆議院議員
国民民主党東京都第15区総支部	高橋 茉莉	谷本 千布由	千代田区隼町3-19	R6. 2. 20	○	衆議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
京友会	影山 さくら	嶋谷 麻衣子	千代田区神田東松下町37-2	R6. 2. 29
健康科学研究所	駒形 直彦	駒形 直彦	港区新橋2-9-16	R6. 2. 5
健康促進会	穂刈 秀	穂刈 一恵	台東区寿1-1-9	R6. 2. 27
小林しょう後援会	小林 詳	関和 利明	墨田区東向島6-45-7	R6. 2. 1
政策研究会	堀川 幸志	柴田 好教	江東区東陽3-7-11	R6. 2. 9
政治を身近にする会	高橋 重光	佐久間 富美子	江東区亀戸5-37-3	R6. 2. 21
高橋たくみ後援会	高橋 重光	佐久間 富美子	江東区亀戸5-37-3	R6. 2. 21
つながる福生	牛久保 建男	奥村 晴彦	福生市武蔵野台1-21-43	R6. 2. 29
日本保守党東京江東支部	有本 香	廣澤 一郎	江東区三好1-8-3	R6. 2. 9
日野・多摩・稲城法人の会 政治連盟	岩田 利夫	三浦 盛好	日野市日野本町2-14-9	R6. 2. 7
若旅啓太後援会	若旅 啓太	若旅 啓太	練馬区石神井町3-25-4	R6. 2. 16

1 政党の支部						東京都選挙管理委員会告示第百二号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七 条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと おり公表する。
政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日	
公明党葛飾総支部	北口 剛士	会計責任者の 氏名	細木 誠	清水 浩一	R6. 2. 20	令和六年七月二十六日 東京都選挙管理委員会
参政党東京第1支部	高城 順	会計責任者の 氏名	廣橋 久美子	千ヶ崎 恵美子	R6. 2. 1	
参政党東京第17支部	佐々木 是佑	代表者の氏名	佐々木 是佑	岩本 勝幸	R6. 2. 2	
参政党東京第19支部	秋本 理津子	代表者の氏名	秋本 理津子	松田 秀樹	R6. 1. 31	
参政党東京都城西支部連合会	近藤 純	会計責任者の 氏名	廣橋 久美子	西 智美	R6. 2. 1	
参政党東京都城东支部連合会	岩本 勝幸	代表者の氏名	岩本 勝幸	吉田 利也	R6. 2. 2	
自由民主党大田総支部	浅井 隆	会計責任者の 氏名	海老澤 圭介	深川 幹祐	R6. 1. 31	
自由民主党東京都第十三選挙区支部	土田 慎	会計責任者の 氏名	白石 光治	小野寺 洋二	R6. 2. 1	
自由民主党東京都足立区第三十五支部	發地 易隆	会計責任者の 氏名	藤崎 三千代	草間 純	R6. 2. 5	
自由民主党東京都江戸川区第三支部	田島 和明	会計責任者の 氏名	田島 舜也	田島 かおる	R6. 2. 2	
自由民主党東京都大田区第三十三支部	海老澤 圭介	会計責任者の 氏名	鈴木 菜々	早坂 有紀子	R6. 2. 9	
自由民主党東京都葛飾区第二十五支部	峯岸 良至	主たる事務所の 所在地	葛飾区堀切6-25-14	葛飾区堀切7-22-6	R6. 2. 16	
自由民主党東京都世田谷区第四十支部	加藤 大毅	会計責任者の 氏名	加藤 大毅	鮎川 一夫	R6. 2. 28	
自由民主党東京都港区第四十一支部	間瀬 法美	主たる事務所の 所在地	港区台場1-5-4	港区台場1-1-2	R6. 2. 5	
自由民主党府中総支部	小池 善吉	代表者の氏名	小池 善吉	鈴木 錦治	R5. 6. 16	
		会計責任者の 氏名	大室 元	山本 明香	R5. 7. 2	
日本維新の会衆議院鹿児島県第2選挙区支部	辻 健太郎	政治団体の名称	日本維新の会衆議院鹿児島県第2選挙区支部	日本維新の会衆議院東京都第27選挙区支部	R6. 1. 28	
		主たる事務所の 所在地	鹿児島県奄美市名瀬港町5-26	中野区東中野4-25-5	R6. 1. 28	
日本維新の会衆議院東京都第12選挙区支部	阿部 司	主たる事務所の 所在地	北区王子本町1-22-7	北区王子本町1-13-9	R6. 2. 1	
日本維新の会衆議院東京都第16選挙区支部	中津川 博郷	会計責任者の 氏名	山口 大介	三浦 侑也	R6. 2. 26	

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
五十嵐えりと歩む会	高橋 文子	代表者の氏名	高橋 文子	五十嵐 衣里	R5. 8. 7
五十嵐やす子と未来へ	五十嵐 泰子	会計責任者の氏名	石川 紀子	松本 光子	R5. 12. 1
石井れいこスクラムクラブ	石井 礼子	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀4-5-45	三鷹市下連雀3-34-13	R5. 8. 23
石川邦夫後援会	石川 邦夫	会計責任者の氏名	酒井 聡雄	大和 道彦	R5. 4. 1
石原伸晃の税理士後援会	平野 弘道	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	石原 伸晃、参議院議員	石原 伸晃、衆議院議員	R5. 6. 27
えのき秀隆後援会	榎 美奈子	会計責任者の氏名	榎 美奈子	榎 民子	R6. 2. 14
えびさわ圭介の会	海老澤 圭介	会計責任者の氏名	鈴木 菜々	早坂 有紀子	R6. 2. 9
恵比寿総研	藤村 雄志	会計責任者の氏名	足高 伴成	仙石 博美	R6. 2. 26
桜奈会	橋口 奈保	政治団体の名称	桜奈会	都民ファーストの会はしぐち奈保後援会	R6. 2. 1
		主たる事務所の所在地	練馬区豊玉中3-2-15	練馬区桜台1-7-9	R6. 2. 1
大久保ともかと歩む会	大久保 朋果	主たる事務所の所在地	江東区木場3-6-16	江東区木場2-8-4	R6. 2. 1
オールみなと	児嶋 慎治	会計責任者の氏名	友枝 雄太郎	安藤 圭哉	R6. 1. 29
	友枝 雄太郎	代表者の氏名	友枝 雄太郎	児嶋 慎治	R6. 2. 1
小木てつろう 世田谷区との格差を解消する狛江の会	小木 哲朗	会計責任者の氏名	松崎 淑子	中西 和子	R6. 2. 29
おぎのあやか後援会	荻野 綾香	主たる事務所の所在地	品川区二葉1-7-12	品川区大井5-16-10	R6. 2. 1
		会計責任者の氏名	中村 恵祐	小澤 正生	R6. 2. 1
奥住まさひと後援会	大塚 政雄	会計責任者の氏名	青木 保彦	大木 洋	R6. 2. 28
おくもとゆり後援会	奥本 有里	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R6. 2. 21
		公職の種類（第一号）	衆議院議員		R6. 2. 21
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	奥本 有里、衆議院議員		R6. 2. 21
きどおか秀彦と市民の会	木戸岡 秀彦	会計責任者の氏名	杉内 正	永田 直由	R6. 1. 1

木下やすことたんぼぼ会議	木下 安子	会計責任者の氏名	二宮 陽子	松原 和子	R6. 2. 17
江東東税理士政治連盟	森田 法隆	代表者の氏名	森田 法隆	伊東 宏	R6. 2. 9
幸福実現党葛飾後援会	平岡 幸夫	会計責任者の氏名	内藤 渉	山本 あかり	R5. 7. 23
幸福実現党吉祥寺後援会	吉澤 十月	会計責任者の氏名	石山 美紀	有我 智代	R6. 2. 14
幸福実現党杉並後援会	尾田 賢	会計責任者の氏名	森國 英和	鶴岡 淳一	R6. 2. 11
幸福実現党東京大田後援会	古川 健二	会計責任者の氏名	松尾 研一	竜瀬 信彦	R5. 7. 31
幸福実現党八王子後援会	萩澤 明	会計責任者の氏名	早坂 浩子	高島 俊之	R5. 12. 31
幸福実現党町田後援会	岩崎 雅仁	会計責任者の氏名	平野 吉雅	米津 絹枝	R6. 2. 17
幸福実現党武蔵野北後援会	村田 俊夫	会計責任者の氏名	徳原 竜知	高橋 秀知	R6. 2. 15
幸福実現党湾岸後援会	中島 早起子	主たる事務所の所在地	江戸川区中葛西 1-1-2	江戸川区西葛西 3-9-3 5	R6. 2. 19
		代表者の氏名	中島 早起子	嘉藤 勝久	R6. 2. 19
こじまひではる後援会	小嶋 秀治	会計責任者の氏名	小嶋 秀治	堀内 真由子	R6. 2. 24
狛江・生活者ネットワーク	池座 俊子	会計責任者の氏名	松崎 淑子	中西 和子	R6. 2. 29
佐藤しんじ励ます会	佐藤 慎司	会計責任者の氏名	星 正美	加納 長昭	R5. 12. 1
JAM東京千葉政治連盟	和田 洋	代表者の氏名	和田 洋	森 潤二	R6. 2. 21
		会計責任者の氏名	小岩 睦	上本 正勝	R6. 2. 21
新宿区民情報クラブ	榎 美奈子	会計責任者の氏名	榎 美奈子	榎 民子	R6. 2. 14
須藤元気「僕らの未来」後援会	浅田 麻衣子	政治団体の名称	須藤元気「僕らの未来」後援会	『僕らの未来』後援会	R6. 2. 29
千田まさひろ後援会	千田 昌寛	会計責任者の氏名	岡 浩司	仮屋 純一	R6. 2. 26
たかだひとみとはばたく会	村松 ひとみ	代表者の氏名	村松 ひとみ	高田 ひとみ	R1. 6. 1
高橋えりか後援会	高橋 絵梨香	主たる事務所の所在地	台東区寿 3-3-4	台東区蔵前 3-18-7	R6. 2. 26
		会計責任者の氏名	高橋 絵梨香	田原 裕	R6. 2. 26
チーム江東スマイル	青山 侑	主たる事務所の所在地	江東区木場 3-6-1 6	江東区木場 2-8-4	R6. 2. 1
チーム品川みらい	妹尾 麻里	会計責任者の氏名	佐藤 倫	柳沢 静子	R5. 12. 31

調布・生活者ネットワーク	八木 昭子	会計責任者の氏名	二宮 陽子	松原 和子	R6. 2. 17
土田しん事務所	土田 慎	会計責任者の氏名	白石 光治	小野寺 洋二	R6. 2. 1
つながる・つなげる狛江の会	高木 聡子	会計責任者の氏名	高木 真明	清水 信之	R6. 2. 1
T K C 東京都心政経研究会	大石 尚彦	会計責任者の氏名	齋藤 潤	山田 勝巳	R6. 2. 1
東京食品政治連盟	森村 浩昌	主たる事務所の所在地	台東区寿4-15-7	渋谷区神宮前2-6-1	R6. 2. 1
東京諸島議員研究会三宅会	奥山 幸子	会計責任者の氏名	山本 忠志	浅沼 憲春	R5. 5. 22
東京都鍼灸師連盟	高田 常雄	会計責任者の氏名	秋元 良公	小林 潤一郎	R5. 6. 4
東京民社協会	川合 孝典	会計責任者の氏名	高澤 一基	河野 純之佐	R6. 2. 26
なかひろ会	中津川 博郷	会計責任者の氏名	細村 美樹	中津川 るみ	R6. 2. 26
中村一広後援会	中村 一広	主たる事務所の所在地	あきる野市秋川1-14-13	あきる野市秋川1-5-5	R5. 12. 15
西野正人友の会	橋本 正	代表者の氏名	橋本 正	久嶋 達也	R6. 2. 14
博朋会	川島 信治	代表者の氏名	川島 信治	堀川 武義	R1. 6. 25
百乃会	白井 宏一	主たる事務所の所在地	豊島区南長崎3-34-13	豊島区高田3-3-16	R6. 2. 1
		代表者の氏名	白井 宏一	杉浦 正健	R6. 2. 1
		会計責任者の氏名	白井 宏一	杉浦 正健	R6. 2. 1
ほっち易隆事務所	發地 易隆	会計責任者の氏名	藤崎 三千代	大野 邦夫	R6. 2. 5
本田かおり後援会	本田 香緒利	主たる事務所の所在地	文京区水道2-10-10	文京区小日向1-1-1	R5. 10. 11
間瀬のりよし後援会	平方 彰	主たる事務所の所在地	港区台場1-5-4	港区台場1-1-2	R6. 2. 5
松本順子と新宿まちづくりの会	松本 順子	主たる事務所の所在地	新宿区大久保3-11-1	新宿区高田馬場1-4-19	R5. 9. 30
みねぎし良至後援会	峯岸 良至	主たる事務所の所在地	葛飾区堀切6-25-14	葛飾区堀切7-22-6	R6. 2. 16
未来をつなぐ会	鴨志田 リエ	政治団体の名称	未来をつなぐ会	M E G U の会	R6. 2. 7
武蔵野・生活者ネットワーク	小出 律子	代表者の氏名	小出 律子	西園寺 美希子	R6. 2. 20
無所属地方議員会	榎 美奈子	会計責任者の氏名	榎 美奈子	榎 民子	R6. 2. 14
ものづくり関連政策を実現推進する会	平野 浩明	代表者の氏名	平野 浩明	米塚 和哉	R6. 2. 6

		会計責任者の氏名	新美 浩司	鎌田 幸輝	R6. 2. 6
ものづくりで働く者のための政策実現を推進する本社の会	舩越 健一	代表者の氏名	舩越 健一	佐藤 裕太	R6. 1. 30
藪原太郎後援会	藪原 太郎	会計責任者の氏名	藪原 太郎	成瀬 奈穂子	R6. 2. 16
山岸一生後援会	山岸 一生	会計責任者の氏名	平野 隆志	辻 圭悟	R6. 2. 22
山田のりゆき後援会	山下 望	主たる事務所の所在地	青梅市新町7-55-6	青梅市新町7-1-16	R6. 2. 10
吉川りな後援会	吉川 里奈	会計責任者の氏名	吉川 公滋	青木 仁美	R6. 2. 1
良知会	上野 晃	会計責任者の氏名	足高 伴成	上野 晃	R6. 2. 26

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出されていた日本維新の会衆議院鹿児島県第2選挙区支部は、鹿児島県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
表する。

令和六年七月二十六日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都足立区第二十七支部	古性 重則	R5. 12. 31
自由民主党東京都江東区第二十四支部	高橋 恵海	R5. 12. 31
自由民主党東京都渋谷区第二十八支部	下嶋 倫朗	R5. 12. 31
自由民主党東京都千代田区第十四支部	山田 丈夫	R5. 12. 31
自由民主党東京都千代田区第十九支部	高澤 秀行	R5. 12. 31
自由民主党東京都練馬区第二十一支部	笠原 幸藏	R6. 1. 22
自由民主党東京都目黒区第二十六支部	磯野 弘三	R6. 1. 31
自由民主党東京都目黒区第三十二支部	宗田 次郎	R6. 2. 2

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
青鹿和男友の会	青鹿 和男	R5. 12. 31
天川由美子後援会	天川 由美子	R5. 12. 12
安藤よしひで後援会	安藤 祥英	R5. 12. 31
いその弘三 共感力と共汗力の会	高木 雅	R6. 1. 31
いその弘三を育てる会	高木 雅	R6. 1. 31
太田あきひろを囲む税理士の会	山口 三美	R6. 2. 1
笠原こうぞう後援会	大沢 澄夫	R6. 1. 22
がんばれ！しまざき英治の会	嶋崎 英治	R5. 5. 1
草の根東大和の会	安藤 祥英	R5. 12. 31
桑原りさとグループみらい設計	桑原 理佐	R5. 12. 31

佐原たけし後援会	佐原 勇	R5.	12.	31
志おづ大樹と武蔵野の未来を考える会	志甫津 大樹	R5.	12.	31
しのみや正明後援会	篠宮 正明	R5.	11.	1
下嶋みちお後援会	下嶋 倫朗	R5.	12.	31
白石正輝後援会	白石 正輝	R6.	2.	7
陣内やすこと明日の八王子をつくる会	山本 智恵子	R5.	12.	31
そうだ次郎の会	宗田 次郎	R6.	2.	2
たかざわ秀行後援会	高澤 秀行	R5.	12.	31
たかだひとみとはばたく会	村松 ひとみ	R5.	12.	31
たけちゃん会	佐原 勇	R5.	12.	31
都民ファーストの会大田区第二支部	奥本 有里	R5.	12.	31
長崎ともたか後援会	長崎 友貴	R6.	2.	27
日本見直しの会北区	松下 正義	R6.	1.	18
博朋会	川島 信治	R5.	12.	31
花咲くまちづくりとまうの会	山浦 真弓	R6.	2.	27
古性重則後援会	石黒 稲蔵	R5.	12.	31
宮崎正巳後援会	諸江 大	R6.	1.	15
村上宇一君を支援する会	村上 宇一	R6.	2.	11
森えいじ後援会	森 英治	R6.	1.	15
躍進！台東を創る会	長 恒男	R5.	12.	31
山田たけお後援会	川原 清重	R5.	12.	31

●東京都選挙管理委員会告示第百四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十
九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

令和六年七月二十六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小林 詳	区議会議員	小林しょう後援会	墨田区東向島 6－4 5－7	R6. 2. 1
高橋 茉莉	衆議院議員	高橋まり後援会	目黒区祐天寺 2－1 5－3	R6. 2. 20

●東京都選挙管理委員会告示第百五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十
九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
により、次のとおり公表する。

令和六年七月二十六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
石井 礼子	石井れいこスクラムクラブ	主たる事務所 の所在地	三鷹市下連雀4－5 －4 5	三鷹市下連雀3－3 4－1 3	R6. 2. 9
大久保 朋果	大久保ともかと歩む会	主たる事務所 の所在地	江東区木場3－6－ 1 6	江東区木場2－8－ 4	R6. 2. 1
荻野 綾香	おぎのあやか後援会	主たる事務所 の所在地	品川区二葉1－7－ 1 2	品川区大井5－1 6 －1 0	R6. 2. 1
小美濃 安弘	小美濃安弘後援会	公職の種類	市長	市議会議員	R5. 12. 5
清水 孝治	清水こうじ後援会	公職の種類	市長	都議会議員	R5. 8. 27
松本 順子	松本順子と新宿まちづくりの会	主たる事務所 の所在地	新宿区大久保3－1 1－1	新宿区高田馬場1－ 4－1 9	R5. 9. 30
村松 ひとみ	たかだひとみとはばたく会	代表者の氏名	村松 ひとみ	高田 ひとみ	R1. 6. 1

●東京都選挙管理委員会告示百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年七月二十六日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
青鹿 和男	青鹿和男友の会	R5. 8. 31
天川 由美子	天川由美子後援会	R5. 12. 12
安藤 祥英	安藤よしひで後援会	R5. 12. 31
石森 孝志	石森孝志後援会	R6. 1. 28
木村 正義	渋谷地域懇話会	R5. 5. 1
桑原 理佐	桑原りさとグループみらい設計	R5. 12. 31
佐原 勇	たけちゃん会	R5. 4. 30
嶋崎 英治	がんばれ！しまざき英治の会	R5. 4. 30
白石 正輝	白石正輝後援会	R6. 2. 7
高澤 秀行	たかざわ秀行後援会	R5. 4. 30
五十嵐 衣里	五十嵐えりと歩む会	R5. 8. 7
村上 宇一	村上宇一君を支援する会	R5. 4. 30
村松 ひとみ	たかだひとみとはばたく会	R1. 12. 31
森 英治	森えいじ後援会	R6. 1. 15
山浦 真弓	花咲くまちづくりとまうの会	R6. 2. 27

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

東村山市青葉町二丁目二十三番百四十三及び同番百四十四
東村山市久米川町一丁目四十六番地十

市川浩太郎

発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051